

危険な空き家の除却支援 【老朽危険空き家等除却支援事業】

適切な管理が行われていない空き家の解体を促進するため、老朽化し危険な状態の空き家の除却に要する費用を補助します。

【補助対象建築物】 1年以上居住または使用されていない状態にある空き家で、次のいずれかに該当する建築物

①老朽危険空き家であるもの（**不良度判定***の合計評点が100点以上である建築物）

②準老朽危険空き家であるもの（昭和56年5月末以前に建築され、不良度判定の構造の腐朽または破損の程度が25点以上かつ合計評点50点以上の木造建築物）

***不良度判定**は申し込みを受けて市職員が調査・判定を行います。

※所有関係が明確であり、差押えまたは所有権以外の権利設定がされていないものに限りです。

【補助対象者】 老朽危険空き家・準老朽危険空き家の所有者又は相続人等

【補助金額】 ①または②で一定の要件を満たす場合（延べ面積200㎡以上、狭あい道路沿い等）は、**特殊加算**を受けられます。

①**老朽危険空き家**
除却に要する費用の2分の1
（通常補助上限50万円、**特殊加算**上限50万円）

②**準老朽危険空き家**
除却に要する費用の2分の1
（通常補助上限30万円、**特殊加算**上限30万円）

【募集期間】 4月27日(月)から受付
（予算額に達し次第、受付終了）



問合せ・申込先

各支援事業・補助金の詳細については、住宅政策課にお問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。

住宅政策課 ☎22-8141



空き家の利活用

■空き家・空き地情報バンクへの登録

市内の空き家・空き地について、所有者の方から登録いただいた情報をもとに市ホームページから全国に向けて売却・賃貸情報を発信する「敦賀市空き家・空き地情報バンク」制度があります。

市内の空き家・空き地を所有されている方はバンクへの登録をぜひご検討ください。登録の手続き等については住宅政策課までお問い合わせください。

① 空き家診断促進事業補助金

空き家診断士が行う、建物の基礎や外壁、雨水侵入部分のひび割れや劣化状況等の診断費用の補助を行います。

【対象】 敦賀市空き家・空き地情報バンクに売買の登録、または登録を予定している一戸建て住宅の空き家診断を行う個人、または宅地建物取引業者

【補助内容】 診断にかかる費用の3分の2（上限3万5千円）

② 空き家家財道具等処分補助金

空き家の家財道具等の処分にかかる費用の補助を行います。

【対象】 敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録、または登録を予定している空き屋の家財道具等の処分を行う個人所有者

【対象事業】 敦賀市一般廃棄物収集運搬許可事業者が行うもの

【補助内容】 収集・運搬費、特定家庭用機器リサイクル料金、廃棄処分委託費等にかかる費用の3分の2（上限5万円）

③ 空き家・空き地情報バンク成約奨励金

敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録している一戸建て住宅が、売買または賃貸借等の成約をした場合に、奨励金を交付します。

【対象】 対象住宅の空き家・空き地情報バンクの登録者（契約の相手が3親等以内の親族である場合を除く）

【奨励金額】 仲介手数料の3分の2（上限5万円）

空き家の利活用上記①～③の共通要件

【募集期間】 4月27日(月)～（予算額に達し次第、受付終了）

敦賀市への定住支援 【定住促進住宅改修等支援事業】

■3世代ファミリー定住支援事業



① 新築住宅取得補助

【対象】 市外にお住まいの**子育て世帯***と、その親世帯が同居または近居するために、市内で一戸建て新築住宅を取得（新築・購入）する方

【補助内容】 取得金額（土地代除く）の2分の1（上限25万円）※立地適正化計画の居住誘導区域内で取得し「近居」する場合は上限30万円

② 住宅リフォーム補助



【対象】 市外にお住まいの**子育て世帯***と、その親世帯が同居するために市内に所有している一戸建て住宅のリフォームや増築をする方

【補助内容】 対象工事費の2分の1（上限90万円）

***子育て世帯**…申請時点で、夫婦いずれもが満50歳未満、または夫婦と18歳以下の未就労者である子どもがいる世帯

■新婚・子育て世帯と移住者への住まい支援事業

① 空き家の購入補助

【対象】 空き家を購入する**新婚・子育て世帯*1** または**移住者*2**

【補助内容】 対象工事費の3分の1（居住誘導区域内…上限60万円 居住誘導区域外…上限30万円）

② 空き家リフォーム補助

【対象】 次の①または②のいずれかに該当する方

①購入または賃借した空き家をリフォームする**新婚・子育て世帯*1**または**移住者*2**

②空き家のリフォームを行い賃貸する所有者

【補助内容】 対象工事費の3分の1（居住誘導区域内…上限60万円 居住誘導区域外…上限30万円）

***1 新婚世帯** 婚姻届の受理日から3年を経過しない夫婦**子育て世帯** 18歳以下の未就労者の子どもと同居している世帯

***2** 次の①から③のいずれかに該当する方

①現在、県内に住所を有していない方

②県内に住所を有して2年以内の方

③県外から県内の大学等に進学し、県内企業に就職した場合で、卒業後2年以内の方

※「空き家」は「敦賀市空き家・空き地情報バンク」に登録されている一戸建て住宅に限りです。

定住促進住宅改修等支援事業の共通要件

【募集期間】 4月27日(月)～（予算額に達し次第、受付終了）※カーテン・家具等の備品、電化製品の設置、外構工事等は対象となりません。

※リフォーム補助の対象は20万円を超える工事に限りです。※「新築」や「リフォーム」は交付決定の前に着工したもので、4月27日以前に購入したものは対象となりません。

敦賀市の 住宅関連 補助制度



木造住宅の耐震化支援 【木造住宅耐震化促進事業】

■木造住宅の耐震診断と補強計画作成

耐震診断の派遣と費用の補助を行います。



① 一般診断法

【対象】 昭和56年5月末までに建てられた一戸建て木造住宅を自ら居住するために所有されている方

【個人負担額】 10,000円（耐震診断5,000円と補強計画5,000円）

② 伝統耐震診断法

【対象】 伝統的構法により建てられた木造住宅を自ら居住するために所有されている方

【個人負担額】 24,200円（耐震診断13,200円と補強計画11,000円）※診断と計画作成はセットでの申し込みとなります。

※伝統耐震診断法は申し込みの前に、個人負担で古民家鑑定および床下インスペクション（床下の状態を専門家が診断する）を別途受ける必要があります。

【募集開始】 ①、②ともに4月27日(月)から

■木造住宅の耐震改修工事

耐震改修工事にかかる費用の補助を行います。

【対象】 市の補助事業の耐震診断及び補強計画を実施したもので、①または②のいずれかに該当する一戸建て木造住宅

①一般診断法による耐震診断の結果、診断評点が1.0未満と判定された住宅

②伝統耐震診断法による耐震診断の結果、評価指数が30を超える住宅

【募集戸数】 上記① 3件、上記② 1件

【補助内容】 上記① 上限100万円を補助
上記② 上限170万円を補助
（どちらの場合も対象工事費の80%以内）

【募集期間】 4月27日(月)～5月15日(金)※申込多数の場合は、6月上旬に公開抽選予定（予算額に達し次第、受付終了）